

豊島区地域公共交通会議委員 各位

豊島区地域公共交通会議

会長 太田 勝敏

第 28 回豊島区地域公共交通会議の書面開催について(通知)

8 月 22 日（火）に開催した本会議で事務局より説明のありました IKEBUS の運行経路の変更について、この度、運行事業者より別紙のとおり申し出がありましたので、同日の本会議で承諾いただきました書面による協議を実施させていただきます。つきましては、期間が短く大変恐縮でございますが、下記の協議事項について、**令和 5 年 12 月 14 日（木）まで**に別紙によりご回答いただきますようお願い申し上げます。

また、上記に併せ、ダイヤ改定（運行本数の増便）及び運賃改定を予定しておりますのでお知らせいたします。

記

1. 協議事項

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書(令和 2 年 8 月 7 日)記載事項のうち、別添資料のとおり運行経路の変更について協議する。

2. 報告事項

(1) 運行ダイヤ改定

ダイヤ改定予定日：令和 6 年 2 月 1 日（木）

(2) 運賃改定

令和 6 年 2 月 1 日（木）より「期間限定運賃」を終了し、「通常運賃」へ変更となります。

※前回（第 27 回）地域公共交通会議にて協議、承諾事項となります。

「令和 6 年 1 月 31 日まで」 【共通】 ・1 回乗車 100 円（未就学児は無料） ・回数券 1000 円（11 枚つづり） ・1 日乗車券 250 円	→	「令和 6 年 2 月 1 日から」 【大人】・1 回乗車券…200 円 ・1 日乗車券…500 円 【子ども・高齢者（65 歳以上）・障害者等】 ・1 回乗車券…100 円 ・1 日乗車券…250 円
---	---	--

「送付資料」

別紙 協議事項回答書

参考資料 道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書(案)

資料 池袋副都心移動システム(IKEBUS)の東西系統経路変更について

前回（第 27 回）会議録

「連絡先」

豊島区都市整備部 都市計画課 地域交通グループ 担当：和田・山本

TEL：03-4566-2691 FAX：03-3981-4844 E-mail：A0050024@city.toshima.lg.jp

令和5年12月8日付5豊都都発第1060号で協議のありました下記事項について、以下のとおり回答します。

記

池袋副都心移動システム(IKEBUS)の運行経路の変更について

承諾します。

承諾しません。

令和5年 月 日

氏名 _____

※手続きの都合上、大変恐れ入りますが、**令和5年12月14日(木)まで**にご返信をお願いします。

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書(案)

令和 5 年 12 月 8 日（金）付 第 28 回豊島区地域公共交通会議において、下記事項に関し協議が調ったことを証明する。

令和 年 月 日
豊島区地域公共交通会議
会長 太田 勝敏